

# 自立訓練（生活訓練）事業の 教育的機能に関する一考察

伊藤 修毅<sup>i</sup>

特別支援学校高等部を卒業した知的障害者の高等教育への進学率は、0.5%である。これは、通常の高等学校卒業生の100分の1に満たない。この格差を是正するためには、知的障害者に対応した高等教育機関や継続教育機関が必要であり、「学びの作業所」と呼ばれる自立訓練（生活訓練）事業所が、その役割を担う取り組みを始めている。筆者は、当該事業所に対する質問紙調査を行い、事業所運営者に知的障害特別支援学校高等部卒業後の教育の場についての情報がほとんど浸透していないこと、社会福祉事業である当該事業所が教育的機能を担うことには強い抵抗はないことなどを示した。また、本調査では、「学びの作業所」は、特別支援学校の卒業生だけではなく、在宅者や通常教育を経てきた青年の回復の場にもなっていることも明らかになった。加えて、「学びの作業所」は重要な役割を果たしていると同時に、支援期間やスタッフの経歴などに課題があることも明らかになった。自立訓練（生活訓練）事業の新しい機能として「教育」を位置付けることが重要で、それは、知的障害者に学生期間を保障することに留まらず、学校教育が内包する課題の解決にも寄与するものと考えられる。

キーワード：専攻科、自立訓練（生活訓練）事業、「学びの作業所」、知的障害者、青年期

## はじめに

2006年12月の国連総会において採択された障害者権利条約は、日本においても2013年までに批准のための手続きが行われ、2014年2月19日の国内発効に至った。教育に関する障害者の権利を定めた同条約第24条の第5項には「締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する」とあり、障害者にも差別なく高等教育を受ける権利があることが明記されている。しかし、後期中等教育修了後の進学

率が50%を超える時代になった現在においても、特別支援学校を卒業した知的障害者の進学率は0.5%<sup>1)</sup>に留まっており、実に100倍以上の格差がある。

既存の高等教育機関が、知的障害者を学生として受け入れることが容易でないことは推測できる。だとすれば、知的障害者に適合した何らかの高等教育機関あるいはそれに準ずる教育機関を保障することが、障害者権利条約が要請するところであろう。詳しくは後に述べるが、日本においても、すでに、その試行的な取り組みは開始されている。そして、その多くが、障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業（以下、「生活訓練事業」とする）を活用しているということが確認されている。

本論では、生活訓練事業所に着目し、高等教育あるいはそれに準ずる教育的機能を同事業がもつこと

i 日本福祉大学子ども発達学部准教授

について、あるいはその在り方についての事業所運営者の意識を明らかにし、同事業が知的障害者の進学格差の是正に貢献できる可能性を示していきたい。

## I 生活訓練事業所の新機能

### 1. 生活訓練事業所とは

生活訓練事業は、2006年に施行された障害者自立支援法によって開始された障害者福祉事業の一種である。同法の改定法である現行の障害者総合支援法においても、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業と並んで訓練等給付費の支給対象となる事業とされている。具体的には、同法施行規則第6条の7第2項で、「知的障害者又は精神障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援」を行う事業とされている。

厚生労働省の資料<sup>2)</sup>によると、生活訓練事業の対象者は、「地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障害者」とされており、「①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者」「②養護学校（引用者注：現在は特別支援学校）を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者」が例示されている。また、サービス内容等として、「①食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施」「②通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ」「③利用者ごとに、標準期間（24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月）内で利用期間を設定」と示されている。なお、生活訓練事業は、宿泊型と通所型の2種類<sup>3)</sup>があるが、本論では、通

所型のみを対象とする。

財団法人日本障害者リハビリテーション協会（2011）は、「厚生労働省の補助金により、障害者自立支援法における自立訓練（生活訓練）事業を調べ、その運用状況の実態を明らかにするための調査」を行っている。この検討委員会の委員長であった奥野（2011）は、同調査の結果の一部を報告しているが、その目的として、生活訓練事業の「標準的な支援方法や活用方法がまだ示されていない」ことを指摘している。そして、事例調査・検討を通して、生活訓練事業が「QOLと自立性の高い地域生活を実現するために重要なリハビリテーションの事業である」ということを示しつつ、「生活訓練というより生活支援として行われているような実態もある」と述べている。また、2011年12月5日に行われた「第5回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の会議資料<sup>4)</sup>によると、「自立訓練（生活訓練）の利用者数については、毎年度約400～2,000人程度の増加、事業所数については、毎年度約50～180か所程度の増加。ただし、増加数は年々減少している」という実態が示されている。

つまり、法令上の支援内容は「日常生活能力を向上するための支援」という抽象的な表現に留まっており、障害者自立支援法の施行から5年が経過している2011年の段階でも「標準的な方法が示されていない」にも関わらず、事業所数が増加しているという状況が、生活訓練事業にあるということである。新たな支援内容、あるいは事業所としての機能を開拓していく余地があるととらえることもできよう。そして、このことが、後に述べる、「学びの作業所」としての生活訓練事業の開発につながったと考えられる。

### 2. 教育年限延長の課題

相対的に障害の重い幼児児童生徒が通う特別支援学校には、幼稚園に準ずる幼稚部、小学校に準ずる小学部、中学校に準ずる中学部、高等学校に準ずる高等部が設置されている。小学部・中学部の義務教

表1 高等部に専攻科を設置している知的障害特別支援学校

設置者	学校名	所在地	設置年度
学校法人明和学園	いずみ高等支援学校	宮城県	1969年
学校法人光の村学園	光の村土佐自然学園	高知県	1975年
学校法人旭出学園	旭出学園（特別支援学校）	東京都	1981年
学校法人聖坂学院	聖坂養護学校	神奈川県	1985年
学校法人大出学園	支援学校若葉高等学園	群馬県	1994年
学校法人特別支援学校聖母の家学園	特別支援学校聖母の家学園	三重県	1995年
学校法人カナン学園	三愛学舎	岩手県	1996年
国立大学法人鳥取大学	鳥取大学附属特別支援学校	鳥取県	2006年
学校法人光の村学園	光の村秩父自然学園	埼玉県	2008年

※田中（2013）を参考に筆者作成

育段階でさえ、その義務制が実施されたのは1947年の学校教育法制定から32年が経過した1979年である。その後、後期中等教育の希望者全員入学の運動が取り生まれ、特別支援学校高等部における訪問教育の正式開始によってこの運動が結実したのは2000年のことである。この意味で、戦後の障害児教育の歴史は、教育年限延長の歴史とも言える。そして、残された課題が、後期中等教育修了後の継続教育<sup>5)</sup> または高等教育である。特別支援学校高等部卒業生の進学率は、全障害種を合わせても2.5%<sup>1)</sup>に留まっており、知的障害者に限定すると0.5%と著しく低水準であることは先述の通りである。

ここには障害種別による格差も存在している。障害者差別解消法の施行も間近になり、高等教育機関においても身体障害や発達障害などの知的障害のない学生の受入れは徐々に拡がっている。加えて、視覚障害者と聴覚障害者には、特別支援学校（かつての盲学校・聾学校）に専攻科が設置されている場合があり、専攻科において継続教育を受けることができる。実際、特別支援学校高等部卒業生の進学率を視覚障害者に限定すると29.6%、聴覚障害者に限定すると39.6%となる<sup>1)</sup>。

専攻科とは、学校教育法第58条「高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる」に基づくもの

で、同条第2項で「高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする」とされている。この規定は、学校教育法第82条において特別支援学校でも準用されることになっており、視覚障害者、聴覚障害者に限らず、特別支援学校高等部には専攻科を置くことができる。しかし、表1に示した通り、知的障害者である生徒を対象とした特別支援学校高等部のうち専攻科を置いているのは全国に9校にすぎない。国立の1校を除き、すべて私立である。ほとんどの特別支援学校は都道府県立であるが、知的障害者である生徒を対象とした都道府県立の特別支援学校で高等部に専攻科を置いているのは皆無である。

田中（2006）は、全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会などを通じた専攻科づくりの運動について、「権利としての障害児教育の歴史的発展の見地にたち、障害の重い子をはじめ、LD・ADHD・高機能自閉症など軽度発達障害の子どもたちに、人間的豊かさの形成と社会的自立をめざして教育年限の延長を図り、生涯にわたる学びを拓いていくことによって、

これまでの障害児教育を創造していくことを目的としている」と述べ、専攻科教育の権利性を示している。また、小畑(2006)は、「青年期のなかで主体性を発揮できる人間として成長をとげるには、3年間では短すぎると言わざるをえない」と知的障害児の教育年限が健常児と同じであることの問題性を指摘した上で、「現実の高等部教育の多くは卒業後の就労をめざして働く力の育成が中心となり、(中略)ともすると、青年期の生徒に受身的な態度を形成してしまっている」と述べている。

つまり、18歳での就労を知的障害者に強いるような教育は「同年齢の市民と同一の基本的権利を有する」<sup>6)</sup>の原則にも反し、なおかつ、後期中等教育の期間に青年として経験すべき事項を制限することにもなっているということである。そして、その解決のためには、同年齢の市民と同程度の進学率になる程度の継続教育ないし高等教育を保障する必要がある。仮に既存の高等教育が知的障害者の受入れを拒むことが妥当であるのであれば<sup>7)</sup>、それは継続教育の役割ということになり、現行法制上でも可能な継続教育制度が専攻科ということになる。

### 3. 学びの作業所

専攻科づくり運動は、全国専攻科(特別ニーズ教育)研究会といった全国的な研究会だけではなく、局地的ではあるが、地域に根差した、また保護者や現場の教員などが主体となった草の根の運動も行われている。その一つが、和歌山県の中南部で結成された「紀南養護専攻科を考える会」である。同会は精力的に専攻科の実地視察やアンケート調査、そして県への請願などの運動を行ったものの、教育委員会から前向きな回答を得ることはできなかった。そこで着目されたのが、I-1. で述べた生活訓練事業である。対象として「養護学校の卒業生」が明示されており、「日常生活能力を向上するための支援」を専攻科教育に相当する内容にして実施することができるのではないかというアイデアである。そして、このアイデアを和歌山県田辺市に拠点を置く

社会福祉法人ふたば福祉会が実現させた。2008年に開所した多機能型施設「たなかの杜」の中に生活訓練事業「フォレスクール」がおかれたのである。これは、障害者福祉の事業、つまりいわゆる「作業所」の制度を活用しながら「学び」を保障したことから、「学ぶ作業所」と呼ばれた(出口, 2008)。

この「学ぶ作業所」を、「学びの作業所」と言い換えた小畑(2011)は、自らが運営する社会福祉法人でも「学びの作業所」を設置し、「学びの作業所」の経営や実践に関する理論的な整理を行っている。そのまとめとして、「障害があるからこそ、じっくり、ゆっくり、社会に出ていけるための時間と教育が必要です。そのためにも高等部専攻科が必要です。待ちきれず、和歌山では、県下に自立訓練事業が5ヵ所開設され、訓練のプログラムが模索されています。社会政策の不備において、かけがえのない最後の学校生活が、これ以上犠牲にされることのないように願っています」と綴っている。

和歌山での小畑らの取り組みに学び、神戸で同様の事業を行っている岡本(2013)は、「小畑先生によると、和歌山県での先進的実践としての『学びの作業所』という名称自体が、行政からのクレームの対象となった」ということを綴っている。つまり、福祉事業は、あくまでも福祉事業であり、教育の肩代わりをするようなものではないということである。縦割り行政の中では当然起こりうるクレームと想定されるが、神戸では同様のクレームはなく、「それならと大胆になり、福祉事業型『専攻科』という名称」としたとのことである。

以上の「学びの作業所」や「福祉事業型『専攻科』」は、専攻科運動の中で生まれてきた経過もあり、基本的には継続教育ないしは、教育年限の延長という文脈に属するものである。一方で、あくまでも、知的障害者向けに高等教育を指向する動きもある。正式な学校ではないが、NPO法人による運営で、5年制の“高校”を設置し学習障害や軽度の発達遅れをもつ子どもたちの学びの場を展開してきた見晴台学園は、2013年、見晴台学園大学という



表2 「学びの作業所」と確認されている事業所

設置法人	事業所名	所在地	設置年度
社会福祉法人ふたば福祉会	たなかの杜フォレスクール	和歌山県	2008年
社会福祉法人一麦会	はぐるま作業所結い	和歌山県	2009年
社会福祉法人きのかわ福祉会	シャイン	和歌山県	2010年
社会福祉法有田ひまわり福祉会	ひまわり作業所「ラ・ポルテ」	和歌山県	2010年
NPO 法人サポートセンタージョイ	かがやきの杜 “ジョイスクール”	岡山県	2011年
株式会社 WAP コーポレーション	エコール KOBE	兵庫県	2011年
一般社団法人にじいろ福祉会	チャレンジキャンパスさっぽろ	北海道	2011年
社会福祉法人熊野緑会	なぎの木作業所「ステップ」	和歌山県	2011年
社会福祉法人よさのうみ福祉会	生活支援センターろむ「きらり」	京都府	2011年
NPO 法人大阪障害者センター	ほぼろスクエア	大阪府	2012年
NPO 法人プエルタ	プエルタ	京都府	2012年
社会福祉法人鞍出ゆたか福祉会	カレッジ福岡	福岡県	2012年
社会福祉法人一峰会	あすなる作業所「ステップ」	和歌山県	2012年
一般社団法人みやこいち福祉会	ジョイアススクールつなぎ	奈良県	2013年
社会福祉法人鞍出ゆたか福祉会	カレッジながさき	長崎県	2013年
社会福祉法人びわこ学園	ひまわりはうす「スコラ」	滋賀県	2013年
社会福祉法人鞍出ゆたか福祉会	カレッジ早稲田	東京都	2013年
社会福祉法人鞍出ゆたか福祉会	カレッジ北九州	福岡県	2014年
社会福祉法人木犀会	まなーる	茨城県	2014年

※田中（2013）・船橋（2014）を参考に筆者作成

「無認可の大学」を設置した。また、福岡県に拠点  
を置く社会福祉法人鞍出ゆたか福祉会は、生活訓練  
事業による2年間に加え、就労移行支援事業による  
2年間の一貫型プログラムを構築し、4年制の学び  
の場を設置しており、「福祉型大学」と称している。

いずれも公式な制度ではないため、「学びの作業  
所」「福祉型『専攻科』」「福祉型大学」など、様々な  
呼称が存在している。本論では、本来福祉事業である  
生活訓練事業が教育的機能をもつことに対する現状  
や意識等を明確にすることを目的としているため、  
対象は、生活訓練事業の制度を利用している事業所  
に限定する。また、便宜上、呼称は「学びの作業所」  
に統一する。2014年段階で確認できている、「学び  
の作業所」の一覧を表2に示す。

## II 質問紙調査の実施

### 1. 調査目的

生活訓練事業に焦点をあてた調査研究はほとんど  
なく、管見の限り、財団法人日本障害者リハビリテ  
ーション協会（2011）が唯一であるが、少数の事例  
検討であり、同事業の全体像を把握することは困難  
である。日本社会福祉学会が編集した『社会福祉学  
事典』<sup>8)</sup>においても、訓練等給付の対象となる他の  
3事業については、それぞれ見出し語として解説が  
されているが、生活訓練事業についての言及は見ら  
れない。したがって、本調査にあたっては、まず生  
活訓練事業の全体像を把握することが第1の目的で

あった。

その上で、本研究としては、生活訓練事業の運営者が、一部の生活訓練事業所が教育的機能を前面に出して運営していることについての知識や意識を明らかにすることが必要であり、これが第2の目的であった。

加えて、教育的機能を前面に出して運営をしている事業所については、利用者の利用開始時の様子、プログラムの内容、修了後の進路などについて把握することが必要である。加えて、事業に対する考え方の把握も必要と考えた。これが第3の目的であった。

## 2. 調査方法

以上の3つの目的をふまえ、調査票の設計・作成を行い、郵送による質問紙調査を実施した。

調査対象は、2014年9月上旬の時点でWAM NETの障害者福祉事業検索<sup>9)</sup>機能を利用して検索された事業所である。検索条件として、主たる対象者に「知的障害者」がふくまれていることと、通所型の生活訓練事業であることを加えた。また、事業休止中である事業所は除いた。検索された事業所数は、全国で1,158事業所であり、抽出はせず、全事業所に質問紙を郵送した。

調査票は2014年10月10日に投函し、10月末日までの返送を依頼した。その際、2014年10月1日時点の事実に基づいて回答するように依頼した。また、回答は、事業所の管理者、サービス管理責任者、法人の当該事業の担当者のいずれかに記入していただくように依頼した。

有効回答数は449件であり、有効回収率は38.8%である。なお、回答の一部に明らかな誤記が見られたものについては、当該設問のみを欠損値として処理し、全体を無効とはしていない。

なお、回答データの整理・分析は、IBM SPSS Statisticsを使用した。

## 3. 調査内容

全生活訓練事業所を対象とした設問を14問、「学びの作業所」に該当する事業所のみを対象とした設問を11問置いた。質問票全体については、同調査の報告書<sup>10)</sup>を参照いただくとして、以下に、本論で分析の対象とする設問のみを抜粋し、掲載する。

### 【知識に関する設問】

Q 知的障害特別支援学校高等部の「専攻科」について、次の(1)~(5)の中から、回答者の状態に最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

- (1) 聞いたことがない
- (2) 聞いたことはあるという程度で、詳しいことは何も知らない
- (3) 聞いたことはあるが、詳しいことはそれほど知らない
- (4) 聞いたことがあり、簡単な実状は把握している
- (5) 聞いたことがあり、詳しく実状を把握している

Q 知的障害特別支援学校高等部の「専攻科」の代替的な意図をもって事業を行っている自立訓練（生活訓練）事業所（「学びの作業所」「福祉型専攻科」などと称される事業所）について、次の(1)~(5)の中から、回答者の状態に最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

- (1) 聞いたことがない
- (2) 聞いたことはあるという程度で、詳しいことは何も知らない
- (3) 聞いたことはあるが、詳しいことはそれほど知らない
- (4) 聞いたことがあり、簡単な実状は把握している
- (5) 聞いたことがあり、詳しく実状を把握している

### 【意識に関する設問】

Q 自立訓練（生活訓練）事業所が、教育年限延長の役割を果たすことについてどのように考えますか？ 次の(1)~(3)の中から、最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

- (1) 望ましいことだと思う
- (2) あまり望ましいとは思わないが、現状としては、必要なことだと思う
- (3) まったく望ましいとは思わない

Q 自立訓練（生活訓練）事業所が、教育的機能をもつことについてどのように考えますか？次の(1)～(4)の中から、最も近いものを1つ選び、○をつけてください。

- (1) 自立訓練（生活訓練）事業は、積極的に教育的機能を発揮するべきだと思う
- (2) 自立訓練（生活訓練）事業が、教育的機能を発揮することは必要だと思う
- (3) 自立訓練（生活訓練）事業が、結果的に教育的機能を含むことはあると思う
- (4) 自立訓練（生活訓練）事業は、あくまでも福祉事業であり、教育的機能をもつべきではない

【「学びの作業所」の利用者についての設問】

Q15 貴事業所の利用者の、貴事業所利用開始前の日中の活動や状況（複数ある場合は、直近の主たるもの1つ）について、(1)～(11)に該当する人数をお答えください。

- (1) 特別支援学校高等部に在籍【 名】
- (2) 通常の高等学校に在籍【 名】
- (3) 特別支援学校専攻科に在籍【 名】
- (4) 大学・短大に在籍【 名】
- (5) (1)～(4)以外の教育機関を利用【 名】
- (6) 入所型施設等に入所【 名】
- (7) 通所型の障害者福祉サービス事業所（就労継続支援事業等）を利用【 名】
- (8) 一般の企業等で就労していた【 名】
- (9) 病院等に入院【 名】
- (10) 在宅【 名】
- (11) その他【 名】

【「学びの作業所」運営者の考え方についての設問（自由記述）】

Q 特別支援学校高等部専攻科の代替的に、教育年

限の拡充の役割を果たし、教育的機能をもつ自立訓練（生活訓練）事業を営むにあたっての思い、考え方などを、お聞かせください。

Ⅲ 生活訓練事業所調査より

1. 特別支援学校高等部修了後の学びの場についての知識

(1) 知的障害特別支援学校高等部専攻科について

知的障害特別支援学校高等部専攻科について、どの程度の知識があるかを問うた設問の回答は、図1の通りである。

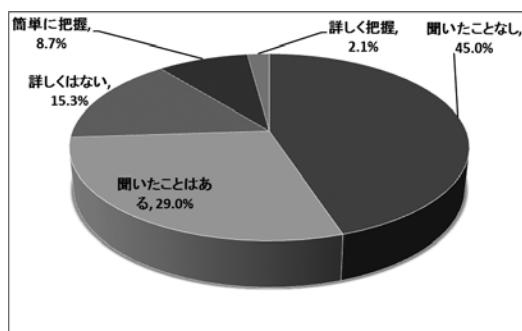


図1 知的障害特別支援学校高等部専攻科についての知識 (N=438)

「聞いたことがない」が半数弱に達しており、「聞いたことはある程度で、詳しいことは何も知らない」を合わせると7割を超える。一方で、「聞いたことがあり、簡単な実状は把握している」「聞いたことがあり、詳しく実状を把握している」は合わせて1割程度である。

対象者も質問方法も異なるため一概に比較はできないが、滋賀県内の養護学校高等部の全生徒の保護者に対して行われたアンケート調査で、「専攻科の存在を知っている」という回答は16%であった（立岡, 2008）。特別支援学校高等部と連携関係にあるはずの生活訓練事業者の回答が、保護者の回答を下回っているということは、学校教育と障害者福祉事

業の関係が疎であることを示している。

## (2) 「学びの作業所」について

「学びの作業所」について、どの程度の知識があるかを問うた設問の回答は、図2の通りである。

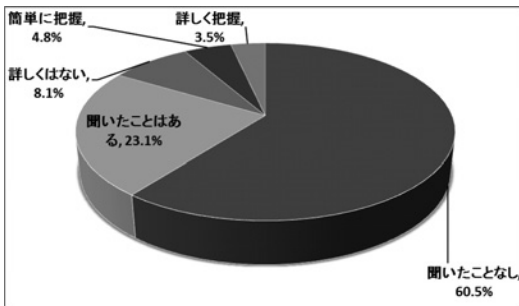


図2 「学びの作業所」についての知識 (N=433)

「聞いたことがない」が6割を超えている。知的障害特別支援学校高等部専攻科については、福祉事業者が学校教育制度上のものを知らないということであるが、「学びの作業所」は、同じ生活訓練事業に属するものである。前者よりも後者の方が「聞いたことがない」が多いということは、生活訓練事業所間の連携ネットワークがほとんど成立していないことを示しているのではないだろうか。奥野(2011)は、「効果的な生活訓練事業を普及するためには、(中略)研修会の開催等が必須であろう」と結論付けているが、この必要性は変わってないと言える。

また、「聞いたことがあり、簡単な実状は把握している」「聞いたことがあり、詳しく実状を把握している」は、合せても1割に満たない。生活訓練事業の運営者の中でも、「学びの作業所」の存在は、まだ広く知られるには至っていないのである。

## 2. 生活訓練事業の教育的機能に関する意識

### (1) 教育年限延長の役割について

生活訓練事業が、特別支援学校高等部専攻科の代替として、教育年限延長の役割を担うことについての意識を問うた設問の回答は、図3の通りである。

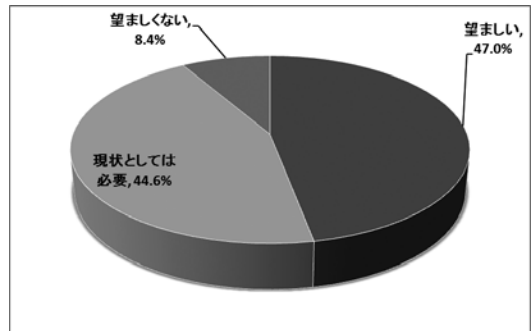


図3 教育年限延長の役割を果たすことについての意識 (N=417)

本来、教育行政の責任で担うべき専攻科の機能を、障害者福祉事業である生活訓練事業が代替することについて、明確に「望ましいとは思わない」と回答したのは1割に満たない。残りの9割強の回答者は、「望ましいことだと思う」という積極的賛成と、「あまり望ましいとは思わないが、現状としては、必要なことだと思う」という消極的賛成が、ほぼ拮抗している。

先に引用した岡本(2013)からは、一部福祉行政が望ましいと思っていない状況があることが伺えたが、現場にはそれほどの抵抗感はないようである。

### (2) 教育的機能の発揮について

生活訓練事業が、教育的機能を発揮することについての意識を問うた設問の回答は、図4の通りである。

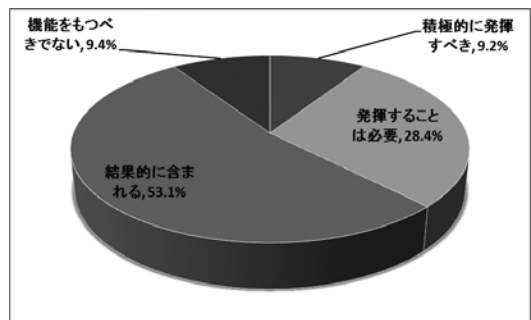


図4 教育機能を発揮することについての意識 (N=426)



「あくまでも福祉事業であり、教育的機能をもつべきではない」と明確に否定的な回答をしたのは1割に満たない。しかし、「積極的に教育的機能を発揮すべき」「教育的機能を発揮することは必要」という積極的な賛成も4割弱にとどまっており、半数以上は、「結果的に教育的機能を含むことがある」という消極的な賛成である。

いわゆる縦割り行政としては、福祉と教育は別々のものにとらえざるを得ないが、障害者福祉の現場においては、教育的な要素が入り込むことは避けられない。積極的に取り入れるのか、結果的に入ってしまうのかというところで、意識が分かれているようである。

### 3. 「学びの作業所」利用者の利用開始直前の状況

この調査では、①「学びの作業所」について実状を把握している、②専攻科の代替機能を位置付けているまたは意識している、③「『学びの作業所』『福祉型専攻科』などに該当する事業所の方々のみご回答をお願いします」と示した設問に回答している、という3条件にあてはまる事業所を「学びの作業所」とみなした。該当した回答は23件である。表2で示したように筆者が把握している「学びの作業所」は20件であり、その多くが回答しているとして

も、把握できていない事業所も存在していることになる。

この23事業所に対し、現在の利用者の、利用開始直前の状況を問うた設問の回答が、表3である。当該設問が欠損値となってしまった1事業所を除く22事業所に在籍している252名について、回答を得ている。

特別支援学校高等部を卒業してすぐに「学びの作業所」を利用しているという利用者が48%である。専攻科の代替、継続教育という位置づけをふまえると、最も多いのは必然的であるが、最も多いものの半数弱程度にとどまっている。特別支援学校高等部の卒業生の進路に関わる統計<sup>1)</sup>では、「学びの作業所」に進学した者は、「社会福祉施設等入所・通所者」として計上される。仮に、この48%である120名が全数だとして、2年制の事業であることをふまえ単純に1学年60名を進学者として計上すると、知的障害特別支援学校高等部卒業生の進学率は約0.9%となる。

新卒者に次いで多いのが、「通所型障害者福祉サービスを利用」していた者と「在宅」であった者で、それぞれ2割弱である。生活訓練事業が、いわゆる福祉的就労からのステップアップの段階に位置づくことや、在宅者の回復の場として位置づくことは、

表3 利用者の利用開始直前の状況（N=22・252名）

	該当事業所数	該当人数・割合
特別支援学校高等部に在籍	19事業所	121名（48.0%）
通常の高等学校に在籍	4事業所	12名（4.8%）
その他の教育機関を利用	5事業所	16名（6.3%）
入所型施設に入所	2事業所	2名（0.8%）
通所型障害者福祉サービスを利用	14事業所	45名（17.9%）
一般企業で就労	5事業所	5名（2.0%）
病院等に入院	3事業所	3名（1.2%）
在宅	13事業所	44名（17.5%）
その他	2事業所	2名（0.8%）

※回答が0であった「特別支援学校専攻科に在籍」「大学・短大に在籍」は省略した。

事業の主旨に合致することである。そして、その支援においては「教育的」な部分が必要であるということも容易に想像できる。

次に多いのが、「通常的高等学校に在籍」「その他(特別支援学校・高等学校・大学・短大以外)の教育機関を利用」という回答で、それぞれ5%程度である。いわば健常者向けの教育機関から福祉型の知的障害者向けの教育機関に進学しているということになる。

#### 4. 「学びの作業所」を営むにあたっての考え方

この点については自由記述の形式で回答を求めた。以下、回答からの引用文は、主旨を変えない範囲で文章を簡素化している。

##### (1) 「学びの作業所」の役割について

- ◇ ゆっくりとした時間の中で様々な経験を積むことが大切。教育の場というより「経験を通して学ぶ場」という思い
- ◇ モラトリアムの期間が必要で、そのためにも専攻科は必要
- ◇ 健常者でさえ、大人になるのに必要な期間が延びている。障害者にはなおさら必要
- ◇ 「もっと学びたい」というニーズに応え、人間的成長を促すことが大切
- ◇ 18~20歳という期間は、どの人にとっても内面の発達の豊かさが増すということを実感している
- ◇ 年齢が近い集団で学び合い、まさに青春
- ◇ 青年期の居場所づくりは必要
- ◇ 自分で考え、判断し、行動することで「できた喜び」や「失敗したときの悔しさ」を経験する中で、自我が目覚めてくる
- ◇ 必要であり、この経験は、その先にある就労にも大きな影響があると思う
- ◇ 就労移行につながるベースとなるものをつくっている
- ◇ 求められている現状があるが、少ないので、そ

の分、各事業所の役割は大きい

◇ 今後ますます必要になる

まず、青年期の在り方、発達課題に言及している回答が多く見られるのは特徴的である。安心できる居場所で、ゆっくりと学びながら青年期を過ごすことによって、その先にある就労のベースが作られるとまとめることができよう。このような事業所の役割が大きく、ますます必要になるという考えは、もっともである。

##### (2) 継続教育としての「学びの作業所」

- ◇ 高校・高等部での経験だけでは少ない
  - ◇ 高等部卒業後、すぐに一般就労に進むのはリスクが高い
  - ◇ 学校の教育年限延長も、自立訓練での移行期間も、大事だと実感している
  - ◇ 学校教育の延長としてではなく、将来に必要な力をみにつけるための取り組みとして必要
- 高等部の3年間では十分な経験が積めないということ、卒業後の支援機関の方々が明確にしていることは重みがある。その意味で、教育年限の延長の必要性があるが、それにとどまらず、あるいは、教育の延長という位置づけではなく、移行支援の場が充実することの必要性も指摘されている。

##### (3) 高等教育としての「学びの作業所」

- ◇ 代替的な位置づけではなく、障害者が通える「大学」のような位置づけを目指したい
  - ◇ 高卒後、大学等に進学するのが一般化しており、また、大学生の多くがアルバイトを経験している。こういった経験ができるプログラムが大切
- この2件の回答は、明確に、「大学」を意識したものと言える。高等教育そのものというよりは、「大学生」という時間を4年間程度過ごすことの価値を重視していると考えられる。

##### (4) 実施主体に関する考え方

- ◇ 本来は教育機関が専攻科を設置し、誰もが希望

すれば専攻科で学べるようにするべきだが、現状は福祉の枠の中で教育的機能をもつことが大切

◇ やはり、教育は教育の現場で行って欲しい

この2件の回答は、明確に、教育行政の責任を追究するものである。現状として福祉事業者が教育的機能を代替することはやむを得ないとしても、やはり「肩代わり」という位置づけには違いないということであろう。

これに関連して、

◇ 事務手続きの煩雑さ、学校に比べると条件の貧しさなどは課題

という回答もあった。教育条件という点では、福祉事業所と特別支援学校では雲泥の差がある。事務手続きについても煩雑さそのものに差異がないとしても、専門の事務職員が複数名配置されている特別支援学校の条件は魅力的であろう。豊かな「学び」を追求するという点においても、教育行政下におかれることが望ましい部分とも言える。

#### (5) 支援期間に関する考え方

◇ 2年の期間では短く、3年が望ましい

◇ 3年でも短い

◇ 学びの場を自立訓練で保障し、就労移行支援の2年につなげ、4年で就労につなげる取り組みをしている

◇ 専攻科の後の選択肢に自立訓練があるのがよい  
生活訓練事業は、原則として2年間の有期限事業である。特例として3年間認められる場合があるが、それでも不十分という考え方も見られる。現在の日本社会において半数以上の人が通る「大学生」の期間が4年であることをふまえると、4年ないしそれ以上の期間を保障することを検討するべきである。

#### (6) 「学びの作業所」の諸課題

◇ 障害者の社会進出、定着には高いハードルがあり、多くの支援先とつながることが大切

◇ 教育と福祉との連携と同時に、教育から福祉へ

移行する際のアセスメントが重要

この2件の回答は、移行期に関わる連携等に関する課題を挙げている。「学びの作業所」も、障害児・者の生涯を支えるネットワークの一部に位置づけることが求められていると言える。

◇ 支援の中身には自信があるが、特別支援学校の先生や保護者の方々に理解してもらえない

◇ 希望者が年によって多かったり、少なかったりする

この2件の回答は、関係者への理解が深まらないことで、入所者が集まらない場合があることを示している。調査では、「学びの作業所」の定員充足状況も問うており、34.8%が定員をやや下回っている、17.4%が定員を大幅に下回っているという現状も示されている。

◇ 現状として福祉事業を活用して青年期の学びの保障をすることが必要だが、福祉分野の職員がどこまで教育的機能を発揮できるか、試行錯誤しながらである

◇ 退職教員のボランティアに支えられている

この2件の回答は、福祉事業所の職員は、必ずしも障害児教育の専門性をもっているわけではないということを示している。その対応策として、特別支援学校などを退職した元教員にボランティアなどの立場で入ってもらうことが行われている。筆者は、この質問紙調査とは別に、いくつかの事業所を訪問して聞き取りを行っているが、教員免許所持者を職員採用の条件にしている事業所もある一方、あくまでも社会福祉の専門性は高いが教育については学んだことも経験したこともないという方が教育的な支援にあたっていることも珍しくなかった。

## IV 考察

### 1. 生活訓練事業の新機能としての教育的機能

本論では、生活訓練事業の事業内容の法令上の定義が曖昧であることをふまえて、生活訓練事業所が提供する支援の中には、教育的なものが内在する

ことを示してきた。かなり教育的機能を明確に意識している場合もあり、とりわけ「学びの作業所」においては、教育的機能を前面においている。

教育的機能を前面においている「学びの作業所」は、知的障害者を対象とする特別支援学校高等部に専攻科がほとんど整備されていない現状を、今ある制度の中で代替することを意識して、生活訓練事業が活用されたものである。2008年以降、全国各地で少しずつ増え続けている「学びの作業所」は、ほんのわずかではあるが、18歳の青年全体と知的障害のある18歳の青年の間にある進学率の格差を実質的に軽減する役割を果たしている。

「学びの作業所」に相当する事業所は、生活訓練事業全体の中では、2～3%に過ぎないが、教育的機能を果たしている事業所、あるいは、結果的に含まれていると考えている事業所は9割を超える。つまり、既存の「学びの作業所」ではない生活訓練事業所も、教育の場の代替をできる潜在性があるということである。こういった事業所も、特別支援学校高等部の卒業生を主たるターゲットとし、教育的機能を発揮することで、実質的な「学びの作業所」は飛躍的に増加するのではないだろうか。

そのためには、少なくとも、障害者総合支援法の施行規則などに、生活訓練事業所の役割として「教育」を明示することが望ましい。と同時に、「教育」の名に値する内容はどのようなものなのかを検討し、「学びの作業所」を名乗れる事業所を責任ある機関が認証していくような仕組みも必要ではないかと考える。

## 2. 18～20歳の2年間の在り方

自由記述の中に「18～20歳という期間は、どの人にとっても内面の発達の豊かさが増すということを実感している」という記述があった。この期間は、四年制大学の学生に加え、短期大学生や専門学校生も「学生」をしている期間であり、相当多くの人が「学生」という独特の身分を経験していると言える。

「同年齢の市民と同一の基本的権利を有する」と

いう原則に依拠するのであれば、知的障害の有無に関わらず、この期間は、何らかの形で「学生」という身分を経験することが保障されるべき期間と言える。それは、原則としては、教育行政の責任で保障すべきものであり、その意味では、教育的機能を有した生活訓練事業、すなわち「学びの作業所」に強く依存するべきではない。和歌山県から全国に発信され、広まった「アイディア」である「学びの作業所」が、教育行政の責任を免除する方向で作用することは避けなくてはなるまい。

しかし、その上でも、当面は、18～20歳の期間の「学生」という身分を知的障害者に保障するためには、「学びの作業所」に依存せざるを得ない。「学びの作業所」はまだ試行的段階であり、歴史も浅い。今後、「学びの作業所」を経験した知的障害者が、その後、どのような成長・発達をとげて、社会の中で活躍するようになったか、追跡していく調査が必要であろう。そして、その中で、「学びの作業所」の価値が実証されていくものと考えられる。

## 3. 学校教育の課題

### (1) 専攻科の設置

すでに述べたように、特別支援学校高等部に専攻科を設置することは、現行の学校教育法においても実施できる教育年限延長の手段である。視覚障害者・聴覚障害者には保障している専攻科を他の障害種に拡大しないことは、「障害種別を乗り越えて」というスローガンで施行された特別支援教育制度の主旨にもそぐわない

最初の「学びの作業所」である「フォレスクール」の設置を導いたのは、専攻科設置を願う保護者たちの運動である。また、滋賀県で行われたアンケート調査を引用したが、これも、専攻科設置運動の一環として行われたものである。他にも、同様の運動が、いくつかの地域で行われていることは把握しているが、現在の各都道府県の教育行政が、こういった運動に呼応する気配はない。

しかし、養護学校での義務制実施や、後期中等教



育希望者全員入学の実現など、障害児の教育権保障は、このような運動によって拡大の歴史をたどっていることも事実である。ねばり強い運動によって、都道府県立の知的障害特別支援学校高等部でも専攻科教育が保障される日が訪れるのであろう。

### (2) 高等教育機関における知的障害者の受入れ

本論の主旨から言えば、継続教育という視点からではなく、高等教育機関、すなわち大学における知的障害者の受入れという点についても検討すべきである。本調査からは、この点について考察することはできないため、今後の課題として指摘するにとどめる。

### (3) 高等部教育の在り方

本論は、そもそも、18歳時点での「進学」という選択肢が保障されていないという問題点から発生しているものである。この問題は、特別支援学校の高等部教育の在り方に直接的に影響を及ぼしている。

「進学」という選択肢がない中では、高等部教育の進路指導は、「就労」にのみ向かうことになる。障害者の就労は、一般就労と福祉的就労に大別されるが、現在の特別支援学校では、一般就労率の向上が強く求められている。伊藤（2014）は、一般就労につながる可能性のある生徒を特定の学校やコースに集める「選抜式知的障害特別支援学校高等部」の現状を精査し、「発達上の困難を抱えている生徒たちにより深刻な『発達のゆがみ』を生じさせる可能性がある」と指摘している。

このような現状をふまえると、100倍を超える進学格差がもたらしている弊害は大きい。専攻科設置や「学びの作業所」による「進学」率の向上は、高等部教育そのものの変革を促すためにも必要不可欠なのである。

### おわりに

「学びの作業所」は、その定義も曖昧であり、実数

を把握することも困難な「アイディア」である。そして、その実数も、現時点では全国で20～30事業所程度と推測できるにすぎない。この点で、「学びの作業所」を量的調査で把握することには限界がある。また、「学びの作業所」がいわば軒下を借りている生活訓練事業そのものについても、その実態の把握には困難があった。これらの限界を補うため、筆者は、質的調査を並行して行っているが、その成果は別稿に譲る。

また、本調査においては、23の「学びの作業所」が実際にどのような「教育活動」を行っているのかについても調査をしている。知的障害者の青年期の教育の理論に沿って、この内容を精査することが必要である。この点を、次の課題として確認しておきたい。

### 謝辞

博士課程後期課程在籍時より、現在に至るまで、暖かいご指導・ご助言を頂いた峰島厚教授に、この場を借りて御礼申し上げます。

### 付記

本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業（若手B）「知的障害者継続教育の教育課程及びニーズに関する研究」（研究代表者：伊藤修毅）【JSPS 科研費25870880】の助成を受けた研究の一部です。

### 注

- 1) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が2014年6月に公表した「特別支援教育資料（平成25年度）【第1部 集計編】」（[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/05/30/1348287\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/05/30/1348287_1.pdf) 最終検索日2015.4.11）による2013年3月卒業者のデータ
- 2) 厚生労働省「自立訓練（生活訓練）事業」（[http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0501-3f\\_0004.pdf#search=%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E8%87%AA%E7%AB%8B%E8%A8%93%E7%B7%B4%E4%BA%8B](http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0501-3f_0004.pdf#search=%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E8%87%AA%E7%AB%8B%E8%A8%93%E7%B7%B4%E4%BA%8B)



- %E6%A5%AD', 最終検索日2015.4.11) による
- 3) 「訪問型」を含めて3種類と整理する場合もあるが、制度上は通所型に含まれる
  - 4) 本資料は、<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=146450&name=2r985200001x3e7.pdf#search=%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E8%87%AA%E7%AB%8B%E8%A8%93%E7%B7%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD'> (最終検索日2015.4.11) に掲載されている
  - 5) 継続教育について丸山 (2009) は、「大学における高等教育を含まず、成人教育機関 (adult education institute) などにおける成人教育とは相対的に区別される義務教育後の教育として、主には継続教育カレッジにおける教育を想定して、継続教育の範囲を考える」と定義している。これはイギリスの継続教育カレッジ (further education college) を念頭においての定義と言えるが、ここでは、日本の学校教育制度における中等教育修了後の教育の場で、高等教育とは区別されるものと考ええる
  - 6) 1975年12月の国連総会で採択された「障害者の権利宣言」の一節
  - 7) 知的障害者の大学進学は、日本ではほとんど現実的なものと考えられていないが、例えば長谷川 (2014) が、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州では66大学のうち10大学が知的障害者の受入れを行っている現状を報告しており、少なくとも実現不可能なことではない
  - 8) 日本社会福祉学会事典編集委員会 (2014) 『社会福祉学事典』, 丸善出版, 全784頁
  - 9) WAM NET (<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>) は独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトであり、「障害福祉サービス事業所情報」をデータベースから検索できるようになっている
  - 10) 伊藤修毅 (2015) 『自立訓練 (生活訓練) 事業所アンケート調査結果報告書』, 日本福祉大学子ども発達学部, 全28頁
- と勉強したい!障がい青年の生活を豊かにする学びと「専攻科」, クリエイツかもがわ, pp.92-94
- ◇ 船橋秀彦 (2014) 「障がい青年の専攻科設置・『学びの作業所』づくり運動の意義と課題」, 二通論・藤本文朗『障害児の教育権保障と教育実践の課題—養護学校義務制実施に向けた取り組みに学びながら』, 群青社, pp.61-81
  - ◇ 長谷川正人 (2014) 「アメリカにおける知的障害者の大学進学の状況」 (<http://kyf-college.blog.jp/beikokushisatsu.pdf> 最終検索日2015.4.11)
  - ◇ 伊藤修毅 (2014) 「選抜式知的障害特別支援学校高等部の現状」, 障害者問題研究 42(1), pp.10-17
  - ◇ 小畑耕作 (2006) 「養護学校高等部の現状と進路実態から見た専攻科の意義」, 障害者問題研究 34(2), pp.12-19
  - ◇ 小畑耕作 (2011) 『ひろがれ!学びの場—障害者にゆたかな青年期を—』, 全国障害者問題研究会出版部, p.114
  - ◇ 丸山啓史 (2009) 『イギリスにおける知的障害者継続教育の成立と展開—青年・成人教育の機会拡大とカリキュラム開発』, クリエイツかもがわ, p.25
  - ◇ 岡本正 (2013) 「エコール KOBE の立ち上げの経緯と未来の夢」, 岡本正・河南勝・渡部昭男『福祉型「専攻科」エコール KOBE の挑戦』, クリエイツかもがわ, pp.155-182
  - ◇ 奥野英子 (2011) 「自立訓練 (生活訓練) 事業の現状と課題—平成22年度障害者総合福祉推進事業の調査結果を通して」, リハビリテーション研究 (148), pp.38-41
  - ◇ 田中良三 (2006) 「障害児の教育年限の延長と今後の展望—今日の養護学校等専攻科づくり運動まで」, 障害者問題研究 34(2), pp.2-11
  - ◇ 田中良三 (2013) 「発達障がい青年の学び・支援」, SNE ジャーナル 19(1), pp.53-72
  - ◇ 立岡暁 (2008) 「『専攻科』って、知ってますか?—滋賀県の調査から」, 全国専攻科 (特別ニーズ教育) 研究会『もっと勉強したい!障がい青年の生活を豊かにする学びと「専攻科」』, クリエイツかもがわ, pp.8-12
  - ◇ 財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (2011) 『厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推

## 引用文献

進事業 知的障害者・精神障害者等の地域生活を  
目指した日常生活のスキルアップのための支援の  
標準化に関する調査と支援モデル事例集作成事  
業』，財団法人日本障害者リハビリテーション協

会，障害者保健福祉研究情報システム（<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu/suisin-h22/index.html> 最終検索日2015.4.11.）

## A Consideration of the Educational Function of Independent Practice (Living Practice) Activities

ITO Naoki <sup>i</sup>

**Abstract** : Only 0.5% of students who graduate from the upper-middle department of special needs schools for intellectual disability can go on to higher education. This means less than 1% of graduates from ordinary senior high schools. In order to correct this differential we need to establish higher education institutions or further education institutions, and some institutions that provide independent practice (living practice) activities called “learning workshops” have begun to take on this role. The author carried out a survey by questionnaire and showed that managers of the above-mentioned activities seldom know the facts about the places of education after graduation from upper middle department of special needs school for intellectual disability, and that there is no strong resistance to take educational functions by the places of independent practice (living practice) activity though they are social welfare institutions. This survey also clarified that “learning workshops” are not only for the graduates of special needs school but also for unemployed people with disability who cannot engage in activities away from their homes and people with disability who have been negatively affected by ordinary education. In addition, there are some problems such as period of service and career of staff members, as well as “learning workshops,” which are playing very important role. It is important to designate “education” as the new function of independent practice (living practice) activity. This can secure the period of college student education for young people with intellectual disability and also can contribute to solving some problems involved in school education.

**Keywords** : nondegree-graduate programs, independent practice (living practice) activity, “learning workshop”, people with intellectual disability, adolescence

---

i Associate Professor, Faculty of Child Development, Nihon Fukushi University